

【コラム】「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係

関連各法で作成が義務付けられている「避難確保計画」に記載すべき事項と、学校の危機管理マニュアルに記載する事項との関係は、おおむね下表のように整理できます。危機管理マニュアルですでに定めている事項については、避難確保計画として別途定める必要はありませんので、必要な事項を十分に検討し、危機管理マニュアルの中に「避難計画」として記載しましょう。

記載すべき事項※1		学校の危機管理マニュアル等との関係※2
1	計画の目的	○マニュアル全体の目的 ○マニュアルの根拠法
2	計画の報告	▲避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告
3	計画の適用範囲	○学校の現状（児童生徒等、教職員の人数） ○マニュアルの見直し・改善 ○事前の臨時休業の判断
4	防災体制	○教職員の非常参集基準・体制 ○警戒本部、対策本部の基準・体制
5	情報収集・伝達	○情報収集の内容、収集手段 ○教職員間、保護者等への情報伝達手段
6	避難誘導	▲避難場所、移動距離、避難手段 ▲避難経路 ▲避難に要する時間
7	避難の確保を図るための施設の整備	○備品・備蓄品一覧 (内、避難に関連する資器材等)
8	防災教育及び訓練の実施	○教職員の研修、訓練 ○児童生徒等への安全教育
9	防災教育及び訓練の年間計画	○学校安全計画
10	利用者緊急連絡先一覧表	○児童生徒等（保護者）の緊急連絡先一覧
11	緊急連絡網	○教職員の緊急連絡網
12	外部機関等の緊急連絡先一覧表	○関係機関連絡先一覧
13	対応別避難誘導一覧表	○児童生徒等名簿（点呼用） ▲要支援児童生徒等個別避難計画
14	防災体制一覧表	○警戒本部、対策本部の体制
15	施設周辺の避難地図	▲避難経路図

※1 水防法・土砂災害防止法・津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画についての解説・様式等を示した国土交通省「避難確保計画作成の手引き」（令和2年6月）による。番号欄が青色網掛けとなっている項目（No.1～8、15）は、各法に基づき、市町村長への報告が求められる事項。
なお、活火山法に基づく避難確保計画については、別途、内閣府より作成の手引が示されているが、記載すべき事項はおおむね上記と同様である。

※2 ○印：危機管理マニュアル（避難計画以外の箇所）又は関連計画が該当する事項
▲印：危機管理マニュアルで「避難計画」として記載すべき事項